慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中世歌合諸本の研究(三) : 乾元二年為兼卿家歌合について・ 附校本
Sub Title	Study of medieval poetry contest records (3) : recension of the Tamekanekyo-ke poetry contest of Kengen 2 (1303)
Author	佐々木, 孝浩(Sasaki, Takahiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1999
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.34 (1999.) ,p.393- 441
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000034-0393

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世歌合諸本の研究（三）

——乾元二年為兼卿家歌合について・附校本——

佐々木孝浩

はじめに

前々稿（（一）『斯道文庫論集』第32輯）において「正治二年十月一日仙洞当座歌合」の諸本の考察をした際に、校本の底本としても用いた書陵部蔵『歌合類聚 五ヶ度』（五〇一・五一五）の、五種の歌合が組み合わされた由縁について検討を加えたが、『図書寮典籍解題 続文学篇』に「流布の少ない歌合を入手順に集成したものであろう」とある見解を、追認するにとどまった。今この問題を新たに解きうる材料を持ち合わせている訳ではないが、現存する中世歌合伝本の中核的存在である、書陵部蔵の伝本の性格を考えて行く為にも、本稿でもやはり『歌合類聚五ヶ度』に収載される、「乾元二年為兼卿家歌合」を対象として、書誌学的事項を中心に検討を加えてみたい。

一 概要

本歌合は、鎌倉中後期から南北朝期にかけて勢力を有していた、特異な歌風をもって知られる歌道流派である京極派の、創始者であった京極為兼の邸で催されたものであることもあり、中世期の歌合の中では、京極派和歌研究が隆盛であることもあって、他の京極派の歌合と共に、比較的言及されることの多い歌合であるといえる。

本歌合について、早くに解説を加えたのは『図書寮典籍解題

続文学篇』（昭25）であろうか。次いで峰岸義秋氏が『歌合の研究』（三省堂、昭29）「第二編　歌合の歴史的展開」でその解題を引きつつ紹介しておられる。そして初めて本格的な調査をされたのは福田秀一氏で、「冷泉為相論」（『文学』25－3、昭32・3）（A）、『群書解題』（昭36）（B）でその概要を述べられ、後に『中世和歌史の研究』第二篇第七章Ⅰ「京極為兼の伝記と作品の問題点」（角川書店、昭47）（C）において、研究の進展を踏まえて再説しておられる。その間、井上宗雄氏は『中世歌壇史の研究　南北朝期』（明治書院、昭40）で新見を述べられ、八嶌正治氏は「歌合史から見た玉葉歌風の変遷」（『書陵部紀要』25、昭49・3）で、判詞の傾向についての検討をしておられる。そしてもっとも詳しい研究は、やはり岩佐美代子氏の二大著中の、『京極派歌人の研究』第一章第一節「源具顕」一七「弘安八年四月歌合」（笠間書院、昭49）（初出は「源具顕について－京極派揺籃期一歌人の考察－」『国語国文』37－10、昭43・10）（D）と『京極派和歌の研究』第二編「京極為兼の和歌」第二章「歌歴と歌風」（同、昭62）（E）であることは言うまでもない。その後のものとしては、『新編国歌大観』第十巻（角川書店、平4）で、濱口博章氏が担当された解題がある。

以下に、これら先学の御研究に導かれつつ、今一度、開催時期・作者（判者）・形式と歌題・名称等を中心として、その概要について、整理を試みておきたい。

ア　開催時期

それまで、参加者の官位表記より、嘉元元年（一三〇三）から徳治三年（一三〇八）の間とされていた本歌合の開催時期を、乾元二年（八月五日に嘉元と改元）閏四月と推定されたのは、福田氏A論文であった。論文の性格上詳述できなかった理由は、Bによって明らかにされ、二十五番右の為相歌が、『新後撰集』撰集の為に後宇多院が召した応制百首である『嘉元百首』にも見えている（一八六六）ことから、為相が為兼の教えを受けつつ同百首を詠進した同年五月（為兼卿記）より以前であり、同年閏四月の帰洛直後の開催であるとされたのであった。この年五月から十二月迄の分が現存する『為兼卿記』には、本歌合に該当する記事が見えないことも、五月以前の開催と推定する傍証の一つとはなろうか。

為兼が、永仁六年（一二九八）三月の佐渡配流より六年振りに帰洛を許されたことは、『公卿補任』や『系図纂要』等に見えている。『続史愚抄』が「或作二月十一日」と記している

のは、『一代要記』に「乾元元年二月十一日本座」とあることに拠るものであろう。後述するように、本歌合から『夫木抄』に撰入された歌の集付には「嘉元」とするものもあるものの、そのほとんどが「乾元元年仙洞歌合」とあることもあって、乾元元年説も捨てがたいものはあるが、そもそも『一代要記』に「二年」の誤写等の可能性がある上に、この集付も「仙洞」とあるのは誤りであり、また同年中の為兼の活動も全く見当たらず、さらに前述の如く、『為兼卿記』が偶然にせよ同二年五月から始まること等からしても、二年中の帰洛は疑えないであろう。

この年は、大覚寺統の後宇多院下命になる、為世を撰者とする勅撰集（新後撰集）の撰集作業が進行中で、その為の応制百首である嘉元百首も次々に詠進されている最中でもあったが、少なくとも五月以降は持明院統方でも歌合や歌会等が頻繁に行われていたことは、『為兼卿記』にも明らかである。本歌合が閏四月中に行われたとなると、閏四月二十九日に催された「仙洞五十番歌合」に先立つことは先ず疑いが無く、福田氏が言われる如く「帰郷を祝って」（A）催された、為兼の帰京後最初の和歌活動であったのであり、そしてそれは岩佐美代子氏の命名されるところの、前期京極派の第一次開花期（D著序章第二節「京極派作家活動の時期区分」）の幕開けを告げるものでもあったのである。この時期に位置することは、他の歌合等との歌題の関係等を考える上でも重要であると思われるが、この問題については後述したい。

なお、本歌合の乾元二年閏四月の開催が確定できると、その二十八番右の為相歌が『拾遺風躰集』に入集している（三四六）ことから、従来官位記載等により、正安四年（一三〇二）七月から嘉元元年（一三〇三）十二月頃迄と考えられている、同集の成立時期[1]の上限をいささか下げることが可能になることを申し添えておく[2]。

イ　作者・判者

本歌合の作者は僅かに四人である。その名を登場順に本文の表記によって示すと、「前権中納言藤原朝臣為兼」・「前右兵衛督藤原朝臣為相」・「藤大納言典侍」・「前権中納言平朝臣経親」となる。典侍は言うまでも無く為兼の姉為子であり、為相は為兼の年下の伯父である。これ以前から為相と為兼が密接な関係にあったことは、福田秀一氏の御研究に明らかであり、永仁二年（一二九四）五月の伏見天皇内裏の当座五首歌合での詠に、

既に完全に京極派の特色を示すものがあることも指摘されており（A）、その血統や、御子左家重代の和歌文書の相続者としての重みや、京極派歌風の理解者にして高い実力を有する歌人であることからしても[3]、為兼の帰京後最初の内輪の歌合にも欠かせぬ存在であったのであろう。

これに対し、為子や為相等の様に為兼の血縁でも専門歌人でも無い、経親が参加した理由は、本歌合の性格を考える上でも、問われなければならない問題であろう。また為兼・為子・為相の三名に関しては、年譜も具わり、その活動に関する研究の蓄積もあるので、本稿では経親についてのみやや詳しくその経歴を追ってみたい。

経親は、所謂文官平氏の流で、正二位権大納言時継の二男、母は従二位修理大夫高階経雅女（公卿補任・弁官補任等）である。『公卿補任』の年齢記載は乾元元年から嘉元元年に移る際に一挙に三歳増えてしまうのだが、『蔵人補任』とも共通する、正応五年（一二九二）三十一歳との記述に拠ると、弘長二年（一二六二）の生まれとなる。それよりも二歳上なら文応元年（一二六〇）の生まれである。しかしながら、『公卿補任』の尻付には「正元々年」（一二五九）の叙爵とあり、矛盾がおきてしまうのである。但し、文永九（一二七二）年に従五位上に昇叙されるまでに、実に十三年もかかっているのは、兄忠正の五年と比しても不自然であり、叙爵の年記には誤りがあるものと思われる。先の推定のままで考えると、本歌合の当時には経親は四十二か四歳であった。

実質的な家祖である親宗が、清盛室時子や時忠等の武家平家と縁の深い人物を兄弟に持ちながら、後白河院の近臣としての立場を貫きつつ、正二位権中納言にまで至り、源平の動乱期を乗り切った[4]ことにより、この血筋の家格が定まったといえるであろう。以後、範国・有親・時継の三代は皆親宗同様に弁官や蔵人頭を経て公卿に至り、殊に時継は後深草院の執権をも務めた近臣であったこともあり、権大納言にまで昇っている。この様な実務官僚の家に生まれた経親も、二男ながら父の「愛子」として（公衡卿記・弘安十一年正月五日条）、その後押しを得て、兄忠世と共に順調な官途を歩んでいるが、特に後深草院政最末期の正応二年（一二八九）から、伏見院が治天の君であった正安三年（一三〇一）一月にかけての昇進は目覚ましく、大弁・蔵人頭を経て従二位権中納言に至っている。

その前半生は、鷹司兼忠の家司であったり（勘仲記・正応元

年十月二十二日条)、後年、後深草院葬礼の素服人数に入ってもいる(後深草院崩御記・嘉元二年七月十六日条)様に、後深草院との縁が深かったと思われる[5]経親であるが、正応五年(一二九二)に右大弁に任じられた頃より、『伏見院宸記』に名前が目立つ様になり、その実務的な能力が次第に伏見天皇に認められるようになったと思われ、その譲位後は院司として活躍したことは、所謂延慶両卿訴陳のやり取りに際し、経親が院との仲介者となっていたことを示す文書(福田氏C著第二編第五章「玉葉集撰者をめぐる論争」参照)の存在や、『鎌倉遺文』に散見される経親を奉者とする院宣に明らかであろう。また、『公卿補任』に徳治二年(一三〇七)二月十日の「御使下向関東」が特記されているのは、皇位を持明院統に返還させる為の使者として遣わされたものと思われ、以てその能吏振りと伏見院の信頼の篤さが窺えよう。そして、経親も院の執権になったことが『院司補任[6]』に見えている。

本歌合の開催時期は、後二条天皇在位中の後宇多院政期であり、伏見院に近侍してきた経親にとっても不遇の時代と言えるが、後二条天皇崩御により、花園天皇が即位して始まった、二度目の伏見院政期には、正二位に昇叙され、父の極官であった権大納言に任じられている。そして文保元年(一三一七)九月四日、伏見院の葬礼に供奉した後、即座に深草で出家をしている(公卿補任等)。法名は浄空。その後も、在俗時の知識を花園院に重宝がられていたことが、その宸記に窺え、同記によって元亨二年(一三二二)四月八日迄の生存が確認されている[7]。

為兼と異なり、春宮時代から伏見院に近侍していた訳ではないようであるものの、その即位後に能力を認められてからは、経親は一貫して伏見院の近臣として活躍し続けた能吏であったと言えよう。

その和歌活動として最初に確認できるのは、永仁二年(一二九四)五月二十七日の内裏五首御会への参加である(実躬卿記)。その詠は諸撰集類からも見出せないが、同年の三月二十日三首御会にはその名が見えないことからすると、勅撰の下命前後の内裏の雰囲気に影響されて、和歌を詠み始めたものであろうか。経親は正応元年(一二八八)八月には伏見の中宮鐘子(後の永福門院)の中宮亮に任じられているが、この時期に中宮周辺にどの程度の和歌的環境があったかは不明である。

また年次はあまりはっきりしないのだが、『遺塵集』の撰者高階宗成の詠の詞書、「左大弁宰相経親卿の家にて人人よみ侍

りし歌に、浅雪を」（一一七）からは、自邸で歌会を催す程に和歌に熱を入れていたことが判る。同集は序に正安三年（一三〇〇）四月との年記があるが、この経親の官位表記を信ずるなら、この催しは権中納言昇任の同二年四月七日以前のこととなろう。ちなみに参議に左大弁を兼ねるのは同元年六月六日からである。

同集にはまた、宗成とのその息成尚の死を悼む贈答も見えている（二四九・五〇）。成尚の没年は明らかではないが、「蔵人おりてのつぎの年のあき」との成尚歌の詞書（九八）は、その上限を確定するのに役立つものと思われる。そこで、その蔵人在任期間を探ると、やはり同集中に、成尚が蔵人在任中の永仁四年に内裏御会に参加し、「山路落花」題で詠じたこと（二五）が見出せる。しかしながら、同題は永仁二年三月の内裏三首歌会で出題されていることは確忍できる（続千載一七二・新拾遺一五三・藤葉七三、猶玉葉二五一が三年とするのは誤りか）ものの、外に四年開催を伝える資料は見当たらず、二年の誤りである可能性が高い。また『実躬卿記』永仁三年三月二十日条で「蔵人成尚」とあったものが、同年八月十五日条には「右近将監」とのみあることからすると、この間に蔵人の職を放れた可能性が高いので、成尚は少なくとも永仁四年秋までは生存していたものと思われる。なおその没したのも、経親詠に「こぞの秋君にわかれしかなしさにこのなげきをやまたかさねぬる」とある（二四九）ことからして秋である。少々ややこしい考証となったが、この折の詠が経親のある程度年次が特定できるものでは最初のものなのである。

経親母は高階氏であるので、宗成との関係もそこから始まったようにも考えられるが、母の流は宗成の流とはかなり縁遠く、そうした血縁を通しての関係は考えづらい。そこで両者の接触の機会を探すと、永仁二年五月二十六日の内裏五首御会（遺塵集六五・実躬卿記）での同座が確認できる。また『遺塵集』には、宗成が、永仁四年と五年に為兼と親しく贈答していることも見えている（二五・六、一一九・二〇）ので、経親との関係も、為兼を指導者としていた、伏見天皇内裏歌壇周辺での接触から始まったものであろうか。

内裏歌壇の末座に連なっていた経親が、為兼とも接する機会の多かったであろうことは疑いないが、両者の関係を考える上で、最も注目されるのは、『玉葉集』に見える一首、

為兼家にて月次の歌よみ侍りし時、卯花を

月かげのもるかと見えて夏木立しげれる庭にさける卯の花

（三〇六）

であろう。この詠が何時のものであるかは不明であるが、月次歌会の参加者であったということは、経親が為兼を師として修業していたことを示すものであろう。

院の有能な近臣であるからといって、院が和歌を好めば自身も必ず詠まねばならないというものでもなかろうが、重代の歌人の家の出でもない経親が、為兼を師とし、自邸で歌会を催す程に積極的に和歌を学ぶ気になった背景には、やはり四代の祖親宗の存在が意識されていた故と考えて良いのではないだろうか。親宗は後白河院の有能な近臣であったばかりでなく、いわゆる寿永百首家集の一つである『中納言親宗集』を遺し、それまでに千載三・新古今一・新勅撰一の計五首が勅撰集に入集している歌人であったのである。後に親宗歌が『玉葉集』に三首も撰入されていることは、経親の存在故のこととも思われ、ここに経親の親宗に対する意識の強さを窺うことも可能であろう。

本歌合の催された年に、経親は、伏見院三十首のおよそ四十名の作者に加えられ（題林愚抄一九八八・五六四六・七一二六）、閏四月二十九日（五十番）と五月四日（三十番）の仙洞歌合に参加してもおり、仙洞歌壇の一員として認知されていたようであるが、前者の歌合では右中将藤原俊兼（玉葉五首・続千一・風雅九首）に対し一勝一負一持、後者でもやはり伏見院に殉じて出家した、左中将家親（玉葉九・続千一・風雅五・新拾遺一）に対し一勝一負三持の成績で、特に目立つ存在ではなかったようである。

そのような経親が本歌合に加わっているのは、如何なる理由によるのであろうか。先述の様に、経親は、為兼家の月次歌会に参加しており、『為兼卿記』嘉元元年八月六日条や十七日条にも登場し、為兼が勧進した正和四年（一三一五）四月の春日社奉納の為の一品経和歌でも、「化城喩品」を担当している様に、為兼とある程度親密な関係があったことは確かであるが、それらは経親に限ったことではないであろう。縁戚に当たる可能性が無くはないが、それも確認できない以上、与えられた乏しい材料の中で、敢えて憶測をするとすれば、それはやはり経親の伏見院近臣としての地位と実力に由来するものと思われる。経親が伏見院の命を受けて為兼の帰洛の為に奔走したとすれば、

その返礼の意味を込めた参加要請が為兼の側からあったのかもしれないし、また時期的にも臣下の会であることからも参加しづらい伏見院の名代として、わざわざ遣わされた可能性も考えるべきであろう。

そのことと関連して問題となるのは、判者の問題である。『夫木抄』撰入歌に「仙洞歌合」などと詞書があることなどにより、本歌合の判者を伏見院とする説を提示されたのは、井上宗雄氏である。福田秀一氏も賛意を表され（C）、岩佐美代子氏は、二十三番判詞を「院と為兼と、君臣二人の間にのみ通う深い同志愛の交流を見得る」と評するなど、判詞の内容などから同じ推定をされている（E）。また八嶌正治氏は、歌の内容よりも表現性を重視する姿勢や、歌評の要素の取り上げ方の順位等が、やはり伏見院が判詞を加えた「弘安八年四月歌合」と一致することを指摘しておられる。

今新たに判者の素性を考える材料を一つ提示するとすれば、それは勝負の判定結果に求められるであろう。後述するように現存諸本は一様に末尾を欠いているので、勝負がはっきりする二十七番分の結果を示すと、為兼は七勝〇負七持、為相は四勝五負四持、親子は五勝五負四持、そして経親は一勝九負三持となる。一人一人が他の三名と等しい番数で番えられているので、この結果は実力を良く示しているとも言えよう。確かに経親の詠は、たとえ隠名であったとしても容易に作者が判る程に見劣りするものではあるが、伏見院近臣の政治的な実力者の詠に対して、この様に遠慮のない判定を思いの儘に下し得る人物は、やはり伏見院以外にはいないのではないだろうか。伏見院の判とすれば、後日判であったことは言うまでもない。

ウ　歌題

本歌合の現存諸本は総て二十八番の「恋夕」題の右歌迄しか存せず、判詞以下を欠いている。本歌合は四季題まではそれぞれ朝・夕・夜を組合せたものであるので、恋が夕で終わるのは不自然であることから、恋も夜まであり、本来三十番であったと推定したのは、『図書寮典籍解題』であった。『新編国歌大観』解題もその説を踏襲しているが、『夫木抄』中に、本歌合からの撰入歌と同じ集付を有し、且つ題を「雑朝」「雑夕」とするものが存する（後述）ことから、「恋夜」の他に「雑朝・雑夕・雑夜」の三題各二番が加わって、本来は三十六番であったことを明らかにされたのは、福田秀一氏であった（B・C）。

さて、四季・恋・雑にそれぞれ朝・夕・夜を組合せた十八題

は、歌合の題として如何なる性格を有しているのであろうか。

四季部分には、多寡の差はあってもある程度の先例が認められるのに対し、恋と雑に一日の時間を結び付けたものはやはり珍しい題と言えるであろう。個々の先例ではなく、ある程度纏まった先行例として注意されるのは、規模の大きさや作者の顔触れ、歌・判詞の質の高さ等から、後世に多大な影響を与えた歌合百首一六百番歌合」であろう。その百題の中には、「夏夜・秋夕・冬朝」と、四季題で共通するものが三題と、語順が異なるものの、「朝恋・昼恋・夕恋・夜恋」と、良く似た題が存しているのである。また、『明月記』や『拾遺愚草』、『後鳥羽院御集』等で明らかになる、建保五年（一二一七）四月十四日仙洞庚申五首歌会の題も、「春夜・夏暁・秋朝・冬夕・久恋」と、恋題以外の三題が共通している。そして、直接的な影響関係は不明ながら、もっとも注目されるのが、将軍位を廃され帰洛した宗尊親王が、文永三年（一二六六）八月に詠じた百五十首である。親王の家集の一つ『竹風和歌抄』巻三に配されるその中には、「夏朝・秋朝・雑朝・春夕・秋夕・冬夕・雑夕・春夜・夏夜・秋夜・冬夜・雑夜」と実に十四もの共通する題が見え、しかも本歌合の雑題は総てそこに含まれているのである。

しかしながら、これらの先例と本歌合の出題とを直接的に結び付けるべきでないことは、岩佐氏の「京極派の好む歌題として、四季（又は開催当季）・恋・雑に、朝・夕・夜を結ぶという形が多く見られる」（E著第三篇第三章「親子・兼行・為子集」）との御指摘に明らかであろう。京極派の催しで本歌合に先立つ例としては、より複雑な複合題ながら、経親も参加したと先述した、永仁二年（一二九四）五月の内裏五首歌会での、「野亭夏朝・山陰夏夕・水辺夏夜」題があり、より共通度の高いものとしては、正安元年（一二九九）三月の伏見院主催の「五種歌合」での「春曙・春夕・春夜」題がある。

そして、確認できる範囲での初例にして、最も本歌合との関係が注意されるのは、永仁勅撰の撰集資料として、同時期に密接な関係をもって編まれたとされる、親子・兼行・為子の三名の家集によって判明する、永仁元年四月の「四季・恋（・雑？）に夕・夜（・朝？）を結んでの歌合」（岩佐氏同論文）であろう。その歌合の詳細は不明ながら、その推定される歌題は本歌合と全く一致しているのである。為子はその両方に参加しているし、この顔触れからみて為兼も参加していた可能性は極めて高く、本歌合の出題が誰によってなされたにせよ、この先例を

意識していたことは確実であろう。この様な題が、「光線や明暗の感覚を捉え」、「風景や感情の時間的な推移や経過を歌」うという[8]、京極派に特徴的な歌風を導き易いものであることは確かであり、そうした効果を狙っての出題であるとしても、全く一致することには、何らかの意図を求めるべきではないだろうか。ここでも憶測の禁を犯すならば、為子や為兼は勅撰下命を控えた、伏見天皇内裏歌壇が高揚していた時期を懐かしみ、為兼の帰洛後に再びそうした歌壇状況を取り戻す決意を込めて、良く似た歌合を催したとでも考えるべきなのであろうか。

本歌合の開催時期が完全に確定できない以上に、年次を絞りきれないために、前後の関係が不明な二つの歌合がある。正安元年（一二九九）から嘉元二年（一三〇四）の間とされる「仙洞十八番歌合」と、嘉元元年から三年の開催と考えられる「歌合永仁五年当座」である。前者は「秋朝・秋夕・秋夜」と三題総てが一致し、異題歌合で珍しい題の多い後者では、「春朝・秋朝・春夕・秋夕・春夜・秋夜」と六十題中の六題が重なっている。

前者は、為兼の参加が認められず、『中世歌合と研究（上）』（未刊国文資料刊行会、昭四三）の解題（井上宗雄氏担当）で、「「正安元年五種歌合」と作者が殆ど重なるので、それと前後して催されたものかと思われる」と指摘されてもいるように、為兼の帰洛以前の催しである可能性が高いのではないだろうか。一方後者は、嘉元元年の記事が存する『為兼卿記』に関連記事が見えないことからすると、本歌合よりも後の嘉元二年以降の催しであると考えて良いものと思われる。

本歌合の後にも、同年閏四月廿九日「仙洞五十番歌合」の五題中の「恋夕」、同五月四日の仙洞歌合の三題中の「夏夜」、『為兼卿記』十月四日条に見える、伏見・後伏見・永福門院・親子・為子と為兼による隠名衆議判の歌合に、「朝庭・夕野・夜山」と似た傾向の題が選ばれ、やや下って延慶二年（一三〇九）から応長元年（一三一一）の間の「十五番歌合」でも、「冬夜・恋夕・雑暁」の三題が出されているのである。このことからすると、本歌合の出題のみを取り上げて特異視するのは問題があるようであるけれども、京極派の極初期からのそうした一貫性のある出題傾向の中で、先に確認したように、永仁元年四月の詳細不明の歌合と本歌合が、四季恋雑と朝・夕・夜を全て組み合わせるという一揃いの完結した題を共有している事実は、為兼とその周辺の歌人達にとって、これらの題が如何に

大切なものであったかを示すと共に、為兼の帰洛、即ち本格的な伏見院（京極派）歌壇の復活を象徴するものであるように思われてならないのである。

また、以上の出題の履歴は、これらの歌題が、為兼が目指した歌風へと歌壇の構成員達を導くのに、如何に適した題であったか、また為兼やその周辺にそう理解されていたかを教えてくれるものでもあろう。

エ　結番形式

歌題と共に、本歌合の特徴として注目されるのは、参加者の少ないこと、またその故か、方人が固定せず他の参加者総てと当たるように結番されていることであろう。

参加者は四人であるから、その組合せは六通りで、左右の入替りを区別すると十二通りとなる。その十二通りが現存二十八番中に、それぞれ何番あるかを整理したのが、左の表である。

左	右	左	右	計
為兼×為相1／	為相×為兼3			4
典侍×経親2／	経親×典侍2			4
典侍×為兼3／	為兼×典侍2			5
経親×為相4／	為相×経親1			5
典侍×為相3／	為相×典侍2			5
為兼×経親3／	経親×為兼2			5

完存していればそれぞれ合計は六回となるはずであるが、やや奇妙なのは、同じ二人の組合せで左右に位置する回数に斑があることである。そこで、全四名の左右それぞれに位置する回数を調べると、為兼は左六・右八、為相は左四・右十、典侍は左九・右五、経親は左九・右五となる。欠損分が加わっても、典侍と経親が左に位置することが多く、逆に為兼・為相の順で少ないことは明らかである。この現象は年齢や位階の序列に応じているのであろうか。年齢的には為子・為兼・経親・為相の順で、亭主たる為兼を除けば相応している。官位も為子は院女房なので別格として（従三位に叙されるのは延慶元年（一三〇八）である（玉葉集一〇九〇・夫木抄九三八四））、為兼・経親は共に前権中納言ながら、為兼は正二位、経親は従二位であり、為相は公卿になっておらず、これも亭主を除くと同様の順位となろう。とはいうものの、為相が現状で為兼より左が少ないのは、この時期の為相と為兼の関係を暗示しているのであろうか。

ともかくも、この様に番えられる回数を等しくしつつ、一応身分や年齢をも尊重して結番するには、どの様な方法を採れば可能なのかは、稿者には想像も付かないが、この様な結番の先例は認められるのであろうか。

作者が左右入れ替わり、参加者全員と当たる点に限れば、藤原道雅が寛徳二年（一〇四五）から天喜二年（一〇五四）の間に催した「左京大夫八条山庄障子絵合」があるが、これは参加者が五名と奇数であったことと関係するものと思われ、しかも萩谷朴氏が「歌人がリーグ戦的に結番相手をリレーしてゆく」と表現しておられる[9]様に、法則もはっきりしたものであり、直接的な影響は認めづらい。

これに対し、時期も近く参加者も四名と同数で、作者が左右入れ替わる先例として注目されるのが、弘安八年（一二八五）四月に催された、大夫（西園寺実兼）・為兼・具顕・権中納言局（為子）を作者とし、春宮時代の伏見院が判者と考えられる歌合である（『未刊中世歌合』等）。この「歌合 弘安八年四月」は二十一題二十番という変則的な構成を有している（『新編国歌大観』解題に「二〇題」とあるのは誤り）こともあって、四人が等しく番えられるわけではないので、やはり全く同じ方法ではないものの、本歌合の結番の参考になった可能性は高いと言えよう。この弘安歌合がどこからこうした形式を発想したのかは明らかではないが、鍛錬を目的とする歌合に相応しいものとして模索されたものであろうか。

また、大覚寺統の後二条天皇内裏で催され、二条家の為藤等八名が参加した「歌合正安四年六月十一日」でも、三題十二番の内で歌人が左右に異動している例もあるが、これも女房や側近のみの内輪な歌会であることが注意される。あるいは、死後に「其風聊不似父祖」と父為世から突き放され、「聊有欲本意之意、依之違父旨歟」と京極派の花園院に評された（宸記・元亨四年（一三二四）七月二十六日条）程に、新風にも興味を有していた為藤が影響を受けたものであろうか。

本歌合以後にも、それぞれ違いは存するものの、作者が左右に移動する形式を有する歌合には、「永福門院歌合嘉元三年正月四日」・「三十番歌合 伝後伏見院筆」・「歌合 後光厳院文和之比」等がある。偶然の残存状況がもたらした結果かもしれないが、京極派に目立っていることは、これも同派の特徴の一つに加えても良いのかもしれない。

オ　名称

歌合の名称はその多くが、近世以前においては、書写が繰り返されていく内のある段階で、仮に付されたものが次第に定着していったものであり、複数の名称が同時並行的に流通していることも珍しくは無いこと、近代以後に於いては、研究の為にその性格の判りやすい名称が、研究者によって付されいったこと等は、前稿でも少々言及した通りであるが、本歌合に付いても例外ではない。詳しくは後述するが、諸本の多くは内題に「詞合」とのみあるだけで、蘆庵本の外題にある「年月不知歌合　作者為兼為相等」との名称も、定着していく性格のものでないことは見ての通りである。『群書類従』に至って「為兼卿家歌合」と内題が見えるのだが、この名称は何処からもたらされたものであろうか。

『群書類従』よりも成立が古いと思われる歌合目録類の中で、はっきりと本歌合を掲出しているのは、一番左歌の第一音によって歌合をいろは順に配列している、水府明徳会徳川博物館彰考館文庫蔵の『歌合目録次第不同』（巳一三・〇七三一〇）である。その「さ」の項目に「一為兼卿家哥合」とあって、「春朝」題の為兼歌が挙げられているので、この目録の作者が、本歌合の伝本を見ていたことは明らかである。その伝本に既に「為兼卿家歌合」とあったとすると、類従本の親本との関係が気になるところであるが、この名称は、本歌合の詠を撰入する諸撰集に、為兼歌では詞書に「家に歌合し…」（玉葉集・藤葉集）等とあり、他の作者の詠にも「為兼家に歌合し…」（玉葉集・風雅集）、「前大納言為兼家の歌合に」（藤葉集）とあることに気付けば、容易に付しうる性格のものなのであり、両者の関係を認める決め手とはならないであろう。猶、名古屋市蓬左文庫蔵の『歌合書』（一・七七）にも同様の名称が認められるが、本書は嘉永元年（一八四八）頃の書写である。

また先述した様に、『夫木抄』では「乾（嘉）元元年仙洞歌合」と称されており、為相が編集に関与したとされ[10]、本歌合の伝本も為相によって編者長清にもたらされた可能性も存する同集において、こう称されていることは不審であるが、やはり正式な名称が付されていなかった故の誤解なのであろうか。先述の様に、井上氏は「仙洞」とあることに、伏見院が判者であったことの痕跡を読みとっておられる。

以上の様な状況から、本稿では、『新編国歌大観』の「為兼家歌合（乾元二年）」との名称に倣いつつ、「乾元二年為兼卿家

歌合」との名称を用いることにした次第である。

本歌合は、現在確認できる範囲では、為兼の佐渡からの帰還後初の和歌活動であり、為兼の自邸で四人という少人数で催された、私的なものであったが、『玉葉集』には五首（為兼二・為相二・為子一首）、『風雅集』に二首（為相二首）、そして二条派の『新拾遺集』にも一首（典侍）と、現存五十五首中の約七分の一にあたる八首もが勅撰集に撰入されているのである。専門歌人とは称しがたい経親の十四首を除けば、その率は五分の一となる。『新拾遺集』への入集が、直ちに二条派に本歌合の伝本が伝わっていたことの証左とは成りがたい（後述）ものと思われ、同派の本歌合に対する評価は推し量りがたいが、京極派の二勅撰への撰入歌数から、同派内での評価を窺うことは可能であろう。また、『玉葉集』入集歌五首の内、為兼と為子の各一首が、六条有房作かと考えられる『玉葉集』論難書である『歌苑連署事書』[11]で、痛烈に非難されていることは、逆にそれらが如何に京極派的な特徴の濃厚な詠であったかを示しているとも言えよう。

現代の研究でも、井上宗雄氏は前掲書で、「歌風は優・艶で、きわだって京極派の特徴を示している」とされ、岩佐美代子氏はE著「第二編京極為兼の和歌第二章歌歴と歌風」において、「本歌合作品は、前両歌合（稿者注・仙洞五十番歌合と五月四日歌合のこと）にくらべ非常にのびのびした詠み口で、作としても全般的にすぐれている」と述べておられ、共に高い評価を与えられているのである。

以上の如く、作者や歌題、結番方法そしてその詠作に至るまで、本歌合は極めて京極派的性格を濃厚に有する催しであったのである。

二　現存伝本

本歌合の現存伝本は、『群書類従』版本を一本と数えて、僅かに五本である。[12]先ず、各々の書誌を記し、続いて後に考察する本文以外の特徴について検討してみたい。

書陵部蔵御所本『歌合類聚　五ヶ度』（五〇一・五一五）本

〔江戸前期〕写　　合一冊〔略称「書」〕

袋綴。浅黄色地苔色七五桐散文刷表紙（二八・二×二〇・八

糎）。左肩の松葉色地金泥竜文刷題簽（一六・〇×三・五糎）に霊元天皇宸筆（図書寮典籍解題・続文学篇）で「歌合類聚五ヶ度」とある。料紙はやや厚手の斐楮交漉紙。墨付全四〇丁。遊紙前後各一丁。毎半葉一二行、歌一行書。①「謌合〔為兼卿家歌合〕」・②「正治二年十月一日歌合　當座」・③「〔住吉社三十五番歌合〕」・④「謌合　文永二年七月廿四日」・⑤「歌合　正安四年六月十一日　當座」を合写。奥書識語なし。②③⑤に藍色不審紙あり。本文全一筆。印記「図書／寮印」（第一丁オ右上・方朱）。

①「謌合」は、墨付九丁、字面高さ約二二・五糎（歌一首目、以下同じ）。

『歌合類聚　五ヶ度』については既に（一）稿で言及したので、再説はしない。要点のみを記せば、『図書陵典籍解題　続文学篇』に「流布の少ない歌合を入手順に集成したものであらう」とあることに尽きよう。猶、藍色不審紙は霊元院歌壇での『新類代集』編纂の痕跡を留めるものであると思われることは、（一）（二）稿で述べた通りである。

書陵部蔵御所本『類聚歌合　十二箇度』（五〇一・五五三）本　〔江戸前期〕写　合一冊〔略称「類」〕

袋綴。萌黄色地松葉色鳳凰牡丹唐草文刷表紙（二八・二×二〇・七糎）。左肩丹色地金泥竜文刷題簽（一六・二×三・四糎）に霊元天皇宸筆（図書寮典籍解題・続文学篇）で「類聚歌合十二箇度」とある。料紙はやや厚手の斐楮交漉紙。墨付全八五丁。遊紙前後各一丁。毎半葉一二行、歌一行書。①「住吉社謌合　弘長三年三月日」・②「玉津嶋謌合　弘長三年三月日」・③「謌合〔為兼卿家歌合〕」・④「謌合〔正安元年～嘉元二年〕」・⑤「日吉社大宮歌合　承久元年九月七日」・⑥「日吉社十禅師謌合　承久元年九月七日」・⑦「日吉社撰歌合　寛喜四年三月十四日」・⑧「殿上根合　永承六年五月五日」・⑨「承保三年九月日殿上哥合　白川院」・⑩「春日若宮社歌合　寛元四年十二月日」・⑪「持明院殿御謌合　康永元年十一四」・⑫「持明院殿御謌合　康永元年十一廿一」を合写。奥書識語なし。①②③⑨⑪⑫に藍色不審紙あり。本文全一筆。印記「図書／寮印」（第一丁オ右上・方朱）。

③「謌合」は、墨付九丁、字面高さ約二一・六糎。

『図書寮典籍解題　続文学篇』に「以上十二歌合の内、殿上根合、承保殿上歌合の二を除く外は主として為家・為兼時代より吉野朝期に至る歌合である。又それらは殆ど孤本若しくは稀

靱に属する歌合が多い。（中略）共に伝存の少ない歌合類のみ十二箇度を、ある時期に集成したものと思われる」とある通りで、①②④⑦⑩⑫は孤本である。⑤⑥は纏めて『日吉社歌合 承久元年』と称されることもある、時や作者を等しくする兄弟歌合で、それぞれ他に三本が知られている。⑪は他に刈谷市中央図書館村上文庫と今治河野美術館蔵の小沢蘆庵本歌合集に収められる二本が知られるのみである。後述する様に「為兼卿家歌合」はやはりそれらの歌合集に存するのみならず、伝来を同じくすると考えられる本奥書を共に有して、同じ冊に合写されており、本書との関係が気になるところであるが、福田秀一・国枝利久・井上宗雄氏『中世歌合集と研究（中）』（未刊国文資料刊行会、昭40）の書陵部本を底本として、刈谷本で校合した結果を見ると、同一系統ではあるものの、小さな異同は少なくなく、やや距離の遠さを感じさせるのである。

また、前十二作品中で異質の観のある、平安期の催しである⑤⑨についても、先の解題では「早く散佚した廿巻本巻二の一部を祖本としたもの」とされているが、萩谷朴氏『平安朝歌合大成 増補新訂版』（同朋舎出版、平8）に拠ると、前者は定家本を祖本とする系統の一本であり、後者も系統の異なるものである由である。⑧は同系統のものが『群書類従』本を含めて他に五本程知られているが、⑨は系統的には孤本であり、やはり伝本の少ないものと言えよう。

⑧⑨の様に古い歌合が途中にあり、その他のものも必ずしも年代順に並んでいない様に、本書も前書同様に流布の少ない物を入手順に集成した可能性が高いと思われ、丁を改めずに次の歌合を書継ぐ場合のまま存することは、あるいは集成当時の状態を伝えるものであるかもしれない。

本書も霊元院宸筆の外題を有しているので、藍色不審紙の有する意味も前書と同様であると考えられる。詳しくは後述するが、本歌合からの『新類題集』への撰入歌は本書を底本とするものである。

刈谷市中央図書館村上文庫蔵『歌合集』（一六七一）本

〔安永八・九年頃〕小沢蘆庵令写　合一冊〔略称「刈」〕

村上忠順旧蔵。袋綴。渋刷毛引（右上斜め）表紙（二七・二×一九・三糎）。外題は左肩に打付書で「〇延喜十三年十月十三日哥合／〇建仁三年影供哥合／〇弘安八年四月哥合／〇康永元年十一月四日哥合　持明院殿御會御歌（小字別筆）／〇年月不知哥合

作者為兼為相等／○餅酒哥合　二条太閤」とある。料紙斐楮交漉紙。墨付全五四丁。遊紙なし。毎半葉一〇行、歌一行書。内題①「醍醐御時菊合　延喜十三年十月十三日（「十三日」の左傍に「躬恒集十五日トアリ」と朱筆注記）」・②「影供哥合　建仁三年六月十六日」・③「歌合　弘安八年四月」・④「光厳院殿（右肩）持明院御哥合　康永元年十一四」・⑤「康永元年十一月九日　初雪／持明院殿御會御哥」・⑥「謌合」（右肩に細筆の別筆で「為兼卿家哥合群类二百十三」と注記）・⑦「歌合」。奥書は、①②にそれぞれ「以写本一校了／應永廿六年十月日／前上総介」、③⑤（⑤の奥書は④に掛かる）にもそれぞれ「以写本一校了／應永廿六年六月日／前上総介」、⑥に「以写本一校了雖然猶奥不足歟／尋類本可書續哉／應永八年八月日／民部大輔判」、⑦に「右此一帖以或本令書写同加一校／畢故二条太閤御作云々／應永廿六年二月日／前上総介」とある。朱の書入れあり。本文は全一筆。『歌合集』全三十一冊の内。表紙右肩に貼紙の剥落痕あり。他冊には「四十九冊内／＊＊（数字）」とあり。印記「刈谷／図書／館蔵」（第一丁ウ（本文開始頁）右上・方朱）、「大正記念／藤井図書」（第二丁オ右下・楕円朱）。

⑥「謌合」は、墨付一〇丁。字高約二一・四糎。朱の書入れ一箇所有り。題の右肩に注記を加えた細筆は、この歌合集全体に折々見えるものであり、村上文庫中の忠順筆写本に存する細筆と比較して、旧蔵者村上忠順のものであることは明白である。

村上文庫の蘆庵本歌合が、久曽神昇氏御所蔵の十八冊と合わせて本来は全四十九冊であったことも（一）稿で述べたところである。それ以外の点に付いては、密接な関係にある次書と併せて言及したい。

今治市河野美術館蔵『歌合集』（一一三・九五八）本

〔安永八・九年頃〕小沢蘆庵令写　合一冊〔略称「河」〕

袋綴。渋刷毛引布目表紙（二七・四×一九・七糎）。外題は左肩に打付書で「延喜十三年十月十三日歌合　〔四（朱）〕／建仁三年影供哥合　〔三十一（朱）〕／弘安八年四月歌合　〔四十七（朱）〕／康永元年十一月四日哥合　〔五十三（朱）〕／年月不知哥合　作者為兼為相等　〔四十九（朱）〕／餅酒哥合　〔六十四（朱）〕」とある。料紙楮紙。墨付全五六丁（扉含む）。遊紙後一丁。毎半葉一〇行、歌一行書。内題①「醍醐御時菊合　延喜十三年十月十三日（「十三日」の左傍に「躬恒集十五日トアリ」と朱筆注記）」・②「影供哥合　建

仁三年六月十六日」・③「歌合　弘安八年四月」・④「光厳院殿（右肩）持明院御哥合　康永元年十一四」・⑤「康永元年十一月九日　初雪／持明院殿御會御哥」・⑥「謌合」・⑦「歌合」。扉題「延喜十三年十月十三日哥合／建仁三年影供哥合／弘安八年四月哥合／康永元年十一月四日哥合／年月不知哥合　作者為兼為相等／餅酒哥合二条太閤」。奥書は、①②にそれぞれ「以写本一校了／應永廿六年十月日／前上総介」、③⑤（⑤の奥書は④に掛かる）にもそれぞれ「以写本一校了／應永廿六年六月日／前上総介」、⑥に「以写本一校了雖然猶奥不足歟／尋類本可書續哉／應永八年八月日／民部大輔判」、⑦に「右此一帖以或本令書写同加一校／畢故二条太閤御作云々／應永廿六年二月日／前上総介」とある。朱の書入れあり。本文は全一筆であるが、刈谷本とは別筆。『歌合集』全二十六冊の内。印記「紅梅／文庫」（扉左下・方朱）。

⑥「謌合」は、墨付九丁。字高約二一・八糎。

小沢蘆庵本歌合集がこの二集以外にも、龍谷大学附属図書館や京都女子大学国文学研究室に蔵され、それらが皆蘆庵の命で書写されたものであることも（一）稿で紹介したところである。今問題となる刈谷図書館・久曽神氏蔵と今治河野美術館蔵の両本の関係に関する説をもう一度紹介すると、久曽神氏は「七十余部を収めた歌合四十九冊を編輯し、（中略）それが成立してから、全部を再び転写し、原本の方を村上忠順翁に贈つたやうである」（「蘆庵本歌合部類上」『書誌学』17－5・6、昭16・2）とされ、村上忠順旧蔵本（刈谷本と久曽神本を合わせたもの）の方が先だが、今治本は蘆庵の手元に残されたものと考えておられ、大取一馬氏も「今治本の一部は、刈谷本や龍大本の本文をもとにした写本であると考えてよかろう」（「蘆庵本の歌書等について」『龍谷大学論集』423、昭58・10）と追認しておられるのである。

（一）稿では両本の比較が叶わなかったが、今回それぞれを実見して、先学の説の正しさを再確認することができた。両氏は既に御存知であることでもあり、言及された事柄もあるが、追認のために改めてその証拠を幾つか挙げてみよう。例えば、刈谷本中の「御室撰歌合　正治二年三月五日」と「新宮撰歌合　建仁元年三月廿日」の二冊は、共に末尾に「寛政二年庚戌冬黄鐘中旬得此本于時青墨拂底／以朱一校序以切紙愚存記畢　蘆庵」との薄墨で書かれた蘆庵自筆識語を有しているのだが、ここに「得此本」とある様に、山井我足軒なる人物[13]旧蔵の本を、表紙や大

きさを揃えただけでこの叢書に加えたものであることは、原本説を裏付ける一証であろう。加えて、この二作品が今治本に存していないことは、今治本に、蘆庵が作成した「歌合部類目録」中の、新写した歌合にふられた通し番号と一致する漢数字が、表紙の各作品名の下に朱で付されている（以上（一）稿を参照されたい）ことが示す様に、今治本が版本『歌合部類』所収の歌合を収めないことを原則とすることに由来すると思われ、今治本の精選性を示しているのである。また今治本は、刈谷本と同じ刷毛引ながらも、より厚くしっかりした布目表紙を有していることや、扉題が備わっている点などからも、今治本が整備されたものであることが知られるのである。

本歌合のみに限ってみると、両者は明らかに異筆であるが、前記した刈谷本の後筆の注記を除いて、両者は改行改頁や薄墨や朱筆の注記等までも、極めて似通っていることは言うまでもない。しかしながら、両者を詳しく比較すると、刈谷本には読みづらい文字を見消ちで訂正した箇所が存することや、刈谷本の仮名表記が今治本では漢字である場合が多いことなどの違いを見出すことが出来る。意味を取りながら書写する場合に、親本よりも漢字表記が増えるのは一般的な傾向であろうし、刈谷本で「廿二番」とする所を、今治本が「廿一番」と誤っているのは、前者の「二」の一画目が点の様に書かれていることに由来するものと思われることからも、本歌合の場合も今治本が刈谷本を写した可能性は高いと言えるのではないだろうか。但し、他本と比較して刈谷本の誤りと思われるものを、今治本が誤っていない箇所が二つ確認でき不審が存するが、十四番判詞中で刈谷本が「まされ侍にや」となっているのを、今治本が「まされるにや」とするのは、無理によめば「流」を字母とする「る」と判読できる字体であることや、文法的に考えても、「れるにや」と写してしまう箇所であるかもしれない。残りの、廿五番左歌初句「恋にまさる」が「恋まさる」とあるのも、意味も通り難く字余りでもあるので、意識的にか無意識的にか正しいと思われる形で写したものと考えられようか。両者を兄弟本と考えて共通の親本を想定することもできるかもしれないが、現時点では刈谷本から今治本の方向で考えて、掲出の順序もそれに従った。この問題については、今後も両者共通の歌合を対象として検討を続けていきたい。

ところで、本歌合の奥書について、井上宗雄氏は前掲著で、「刈谷本には応永八年民部大輔の写した旨の本奥書がある」と

指摘しておられるのみだが、この「民部大輔」は今川範政と考えて良いのではないだろうか。前記の様に刈谷・今治の両本は、同じ六つの歌合が合写されているのだが、この年代的にも非常に幅のある作品が一つに纏められているのは、出所が共通していることに拠るものと思われる。各歌合の奥書も先に掲出したが、本歌合を除く他の五つの奥書は皆応永二十六年（一四一九）中に「前上総介」によって書写されたものを祖本としているのである。この「前上総介」が今川了俊の甥で、物語や歌書の書写・校合に熱意を示し、『源氏物語提要』等の著作を遺した、駿河国守護の今川範政のことであることは、井上氏の指摘がある[14]。そうした一群の中に位置し、「以写本一校了」等の記述も一致することからすれば、「民部大輔」も範政であると考えるべきではなかろうか。そこで、範政がこう称した例証を求めると、続群書類従に納められる『今川記』（六百三）に、「泰範の一男民部大輔範政、後には上総介と申」とあることが見出せる。この他にも『系図纂要』や、続類従『今川系図』（百十六）にもその呼称が認められるのだが、『尊卑分脈』や続類集『今川家譜』（六百一）等には「民部少輔」ともあって一定していないのである。範政がこう署名した文書は管見に入らず、史料上で確定はできないのだが、民部大輔の職は『系図纂要』によれば祖父範氏の項にも記載があり、今川惣領家と縁の深い職であったと思われる。範政息範忠が永享五年（一四三三）六月に将軍家より駿河守護職と民部大輔を与えられ、永享十年頃より上総介を称するようになる（静岡県史資料編6中世二）ことからすると、応永十九年十月には上総介を名乗っている（加持井御文庫本宮河歌合奥書）範政も、これ以前に民部大輔であった可能性が高いのではないだろうか。だとして、その民部大輔に範政が何時補せられたのかが問題となるが、応永八年当時父泰範は健在ではあるが、同六年頃より上総入道と称せられている様に、既に出家しており（法名法高）、その父の出家に際して、守護職は相続しないものの、惣領として認められて民部大輔に補せられた可能性は高いのではないだろうか。

応永八年の民部大輔が範政であるならば、至徳元年（一三八四）（今川家譜・今川記）と貞治三年（一三六四）（今川系図）と二説あるその生年に照らし合わせると、十八歳か三十八歳時のこととなる。井上氏が妥当性があるとされる前者では、少々若いようであるが、書写が不可能な年頃ではあるまい。従来、範政の書写活動の始まりは、応永十九年十月の『宮河歌合』と

されている（稲賀敬二氏『源氏物語の研究　成立と伝流』（笠間書院、昭42））が、それを十年以上も引き上げることになり、その情熱は若年の内から萌していたことが判るのである。

そこで、本歌合が納まる冊が全て範政書写本を祖とするということを踏まえて、あらためて所収作品を見渡してみたい。①は十巻廿巻両歌合類聚の原本が現存し、その内の廿巻本系の略本であるとの指摘が、萩谷朴氏『平安朝歌合大成』にあるが、決して伝本の多い物ではなく、②も他に東大国文学研究室蔵『影供哥合五ケ度』（中世一一・一七・一〇）所収本と、上賀茂神社三手文庫今井似閑本（歌・酉・三八四）の二本が知られるのみである。③は久曽神昇氏蔵本、④は先述の書陵部蔵本（類本）、⑦は同じ範政本奥書を有する書陵部蔵本（二一〇・六四一）と、それぞれ他に一本が知られるのみであり、歌合ではない⑤は蘆庵本のみに存しているのである。本歌合を含めて、いずれも珍しい歌合であることが確認でき、歌合に限ったことではないが、範政の書写活動の後代への影響の大きさと意味を実感することができるのである。殊に本歌合と③④⑤は京極派による催しであり、井上氏も推定されるように、冷泉家に伝わったそれらが、冷泉為秀の高弟であった伯父了俊を経由して、範政が披見した可能性は高いものと思われ、京極派の資料の流布状況や現存本の素性等を考える上で興味深い物があろう。但し、本歌合のみは書写が他よりも十八年も早く、冷泉家と了俊を経由したものかどうかはともかく、同時に範政にもたらされたものでは無いことは確かであろう。

そうした素性の良いものである可能性がありながら、成立から僅か百年後には既に末尾が欠けていたことは、本というものが伝存していく難しさを物語っているのであろうか。末尾を一様に欠く現存諸本における範政書写本の位置、つまり現存諸本の祖本たりうるかという問題に関しては、本文の状況を確認した上で検討してみたい。

群書類従巻二百十三和歌部六十八哥合卅四所収本

刊　　合一冊〔略称「群」〕

詳しい書誌事項は略す。内題「為兼卿家歌合」。版心丁付「五十二～六十一」。半面一〇行。歌一行。末尾に「右為兼卿家歌合依無類本不能校合」との識語を小字で刻す。以下の検討や校合に際しては、斯道文庫蔵本に拠った。

三　本文系統

書誌を確認したのに続いて、以上五本の本文の関係についての検討を行いたい。

本歌合には、既に群書類従本の新校本を含めた二種の翻刻の他、書陵部蔵『類聚歌合　十二箇度』（五〇一・五五三）所収本（以下「類本」と略称）を底本とし、同蔵『歌合類聚　五ヶ度』（五〇一・五一五）所収本（以下「書本」と略称）で校合した『新編国歌大観第十巻』の翻刻（担当濱口博章氏）が存している。書陵部蔵両本は共に霊元院宸筆外題を有していることが示すように、ほぼ同時期の書写であり、また以下に詳述するように、本文に一長一短があり、何れが善本と決しがたいものがある。そこで、翻刻底本とされたことがないことや、（一）稿に引き続いて『歌合類聚　五ヶ度』の性格を考えることができる等の理由から、書本を底本とする校本を作成して、末尾に付したので、適宜これを参照しつつ論述していくことにしたい。

校本を一覧すれば判るように、五本間の異同は決して少なくはないが、特に大きな差異は認められず、揃って十五番右歌や二十八番判詞以下を欠くことからしても、この五本が同一系統であることは明らかであろう。また蘆庵本の二本を一つと考えると、それぞれにやや独自異文が目立ち、系統内を細分化することの難しさを物語っているのである。

そこで本歌合では、個々の伝本を比較していくのではなく、校本によって浮かび上がる問題となる異同を確認して、その五本間における位置を測ることにより、それぞれの伝本の本文の関係と性格を検討してみることとする。

先ず校本の底本である書本であるが、この本の性格を窺うには、独自本文を確認するのが有効であろう。以下にそれを列挙してみる。上段が書本で、下段が類本で代表させた他本の本文である。

①春めてる…春めける（1番歌）
②朝臣…卿（13番歌作者）
③傍記「哥歟　ことにそ」…ナシ（七番判詞）
④みよふ…みをよふ（同右）
⑤ゆふ山は…ゆふ山（18番歌）
⑥むら…むら雲（同右）

⑦右…左（十六番判詞）
⑧卿…朝臣（35番作者）
⑨そはし…そはまし（50番歌）
⑩右…左（二十六番判詞）
⑪卿…朝臣（55番作者）

最初に気付かされるのは、単純な誤写と思われるものの多さであろう。逆に言うならば、解釈上問題となる異文を有していないとも言えよう。底本に選定した理由の一つである。ただ少し気になるのは②と⑧と⑪である。これらは親本を写す作業では起こりにくい誤りであると思われ、原本が作者名のみを記すものであった痕跡を伝えるものではないかとも考えたくなるのである。その理由の一つは、意味的な差は無いので、掲出はしなかったが、一番判詞の途中「右哥」以下から、書本は小字で記されていることである。欠落部分を他本で補ったとも考えられるが、この他に校合の痕跡を伝える部分は見当たらず、結局その意味は不明なのであるが、問題の部分を本行と同じ大きさで記す類本も、直前に不自然な二字分程の空白があり（もっとも廿四番判詞でも、左右の評の間に同様の空白があるのであるが）、原本の状態に由来する問題である可能性を捨てきれないのである。名前のみが記されていた作者表記に、後からかあるいは後人が姓や官位等を加えていくことはままあることであると考えらる。判詞がやや難解な三番や、判詞を欠く二十八番に勝負付けが存していないのも、後人が判詞の内容に従って付していったことを窺わせており、作者表記にも同様に後人の整定の手が加わった可能性は充分にあろう。とはいえ、現状ではそれを立証することは不可能であるので、そうした可能性を有する一例として記憶して、今後活用できる機会を待ちたい。

では、書写された場所や時期が近接すると思われる書本と類本の関係は如何であろうか。先の一番判詞の例からすると、両者は近い関係を有する様でもあるが、単純な書承関係を想定できないどころか、両者の差異は大きいとも言えるのである。そのことを確認する為に今度は、類本の独自異文を列挙してみよう。上段が類本で下段は書本で代表させた他本の本文である。

①うら葉…そらそ（4番歌）
②をつる…をくる（8番歌）
③の字…うきの字（四番判詞）

④かほる…かほり（10番歌）
⑤左…古（七番判詞）
⑥つらき…つゝき（同右）
⑦うれしき…うれへし（32番歌）
⑧つらく…つよく（十九番判詞）
⑨たつみ…たくみ（二十一番判詞）
⑩誠…涙（二十三番判詞）
⑪からき…そゝき（同右）
⑫あらはすて…あらはにて（46番歌）
⑬里…星（47番歌）
⑭もうし…もゝし（51番歌）

こちらの場合も誤写と想定できる例が殆どなのであるが、判断に解釈を必要とする、誤読によって生まれた異文と考えられるものが多く、書本とは誤写の性格が異なっているのである。この両者が直接的な書承関係にあることは勿論、兄弟的な関係にあることも想定しづらく、たまたま禁裏周辺に伝わっていた別々な伝本が、歌合が集成される過程で写されて、同じ場所に伝わったと考えて良いのではないだろうか。

以上のことからすると、書本と類本は一応対立的な関係にあると言えるのであるが、それぞれの他の伝本との関係はどうなのであろうか。結論的には、群書は書本とかなり近く、蘆庵本はどちらかと言えば類本に近いと言えるのである。

次に書本と群書が共通して、他の三本と異なる箇所を挙げてみよう。上段が書本で代表させた本文（群書独自の点は〔　〕に入れて注記した）で、下段は類本で代表した三本の本文である。

①けしきにも…けしきしも（1番歌）
②まほしく…ほしく（四番判詞）
③右…右哥（五番判詞）
④またとえこ夏〔また　とこなつ〕…またふすとこ夏（14番歌）
⑤存せす…存知せす（七番判詞）
⑥その…そのうへ（同右）
⑦見えて…みても（21番歌）
⑧聞えてし…聞たえし（31番歌）
⑨遠時…遠村（十八番判詞）

⑩荻…萩〔蘆庵本「荻歟」と傍朱書〕（43番歌）
⑪勝負…勝負を（二十三番判詞）
⑫しくれぬ…しられぬ（48番歌）
⑬しくれぬ…しられぬ（二十五番判詞）
⑭かた（にて歟）〔群「にて」〕…かた（二十七番判詞）

④と⑭は書本と群書は厳密には一致していないが、前者は本文の崩れている点で共通するし、後者は書本の注記と一致していることが注目されよう。この二例を除いても、書本と群書、類本と蘆庵本の本文的な近さは明らかであろう。この差の内①②⑦⑩は書本等が良いと考えられるもので、④⑧⑨⑫⑬はその逆であり、どちらが良質の本文を有するとは断定しがたいのである。

右の如く、類本と蘆庵本は、確かに書本や群書よりも近しいのであるが、類本に独自な異文が多い様に、蘆庵本にもそれが少なくない。以下に先述した蘆庵本間の異同を除いた、蘆庵本の独自異文を挙げておく。上段が刈本で代表させた蘆庵本の本文であり、下段が書本で代表させた他本である。

①うき声…声（四番判詞）
②聴…聊（同右）
③共…共に（六番判詞）
④にては…ありて（七番判詞）
⑤此程…此躰（同右）
⑥露にをくとも…露をくとしは（16番歌）
⑦難は…難有（十三番判詞）
⑧秋朝…ナシ（十四番題）
⑨意…心（十六番判詞）
⑩ナシ…秋夜（十七番題）
⑪雲さむき…雲まなき（40番歌）
⑫名の（冬歟）…冬の（41番歌）
⑬ナシ…左心詞たくみなるさまにて（二十一番判詞）
⑭勝と…勝に（二十六番判詞）
⑮共…空（52番歌）
⑯空…雲（53番歌）
⑰うき（こ歟）…うき（54番歌）
⑱名…夕（同右）

①の如く蘆庵本の方が通りが良い例もあるが、その殆どが誤写であると考えられ、先の類本の独自異文の状況と併せてみれば、両者が直線的な書承関係にないことは明らかである。

最後に群書の独自異文を挙げておく。上段が群書本文で、下段が書本で代表させた他本の本文である。

①暮る也…暮成に（5番歌）
②前也…前之（三番判詞）
③しろき…花しろき（五番判詞）
④侍…侍哉（九番判詞）
⑤増る…左まさる（十一番判詞）
⑥ナシ…ことに（十五番判詞）
⑦聞ゆ…聞え侍り（十六番判詞）
⑧あらし…嵐（40番歌）
⑨心に…心（二十三番判詞）

①は京極派特有の語である「暮成る」[15]を知らぬままに、書写者が勝手に改めた可能性が高い。その他はやはり単純な誤写ばかりである。書本と近いとはいうものの、書本の誤写は受け継いでいないので、群書の親本は書本に極めて近い本であったと考えられよう。

以上の如く、蘆庵本を一本と見なした場合の現存四本は、書陵部蔵の二本を代表として二分することも可能なことが確認できた。しかしながら、共に本文的に長短があり、最善本と称しうる本がないことも前述の通りである。現存伝本は少ないものの、その本文的な揺れの幅は思いの他に大きく、その間を繋ぐことのできる現在は失われた伝本の数は、意外に多かったのではないだろうか。

また、本歌合を収める書陵部御所本の二つの歌合集には、奥書が全くなく、集成の段階でそれらを省略した可能性も考えられる。となると、既に末尾を欠いている範政書写本自体が、現存伝本の共通する祖本たりうるのかという問題も、検討せねばならなくなろう。蘆庵本と類本が近いことは前述の通りであり、類本と書本が一番判詞の書き方において、共通する要素を有していることも先に報告した。書本と群書は近いのであるから、結局そうした推測も可能にはなるが、蘆庵本がどの程度範政書写本の姿を留めるているのかが不明であるので、現状では判断を下すことは保留しておきたい。

四　他出歌

現存伝本の関係を確認したことに続いて、今は失われた伝本の存在を伝える可能性のある、本歌合の他出歌を集成して、それぞれに検討を加えてみたい。

先に言及したように、本歌合からは、九首が勅撰集に撰入されている。その成立順に整理すると、『玉葉集』八三（6[16]・為兼）・二一二（10・為相）・四五二（25・為相）・七五二（35・為相）・一〇〇五（44・典侍）の五首、『風雅集』二四（2・為相）・二〇六（9・典侍）・一四〇三（55・為相）の三首、『新拾遺集』二〇〇（15・典侍）の一首である。

『玉葉集』所収歌の内、四五二「初秋朝といふことを」・七五二「秋夜の心を」・玉葉一〇〇五「冬歌の中に」の如く、三首が本歌合での詠であることを明示せず、歌題も省略したり一部変更したりしているが、歌本文の異同は無い。『風雅集』では、一四〇三が「題しらず」とある。歌本文では、二〇六が第五句を「月ぞふけぬる」とするが、本歌合諸伝本とは一致しない。『新拾遺集』二〇〇も「題不知」の詞書が掛かる。歌本文の異同は無い。

本歌合から私撰集に撰入されたものも少なくない。成立の順で挙げていくと、先ず参加者の一人為相が撰じた『拾遺風躰和歌集』に自詠三四三（55）を「絶恋」の詞書で入れている。ここでは第五句を「ふかき夕暮」とし、同歌を撰入する『風雅集』でも異同が存する（次田香澄・岩佐美代子氏『中世の文学　風雅和歌集』一三九三番注）ものの、両者紛らわしい文字であり、歌意からも「る」が良く、特に問題とはならない。

同じく為相の撰で、延慶三年（一三一〇）三月から十二月迄の間の成立と考えられる『柳風和歌抄』（巻五までの残欠[17]）には、為兼の一首が撰入されている（四七・18）。ここでも、「郭公をまつ心をよめる」の詞書が掛かる他、第五句を「むら雲のそら」としている。「空」では郭公の声の要素が薄くもあり、本歌合で前後の歌の末尾が「空」であることからも、誤写の可能性があろう。

やはり為相が資料提供等で関与したと考えられる、勝間田長清撰の『夫木和歌抄』（延慶三年（一三一〇）頃成立か[18]）には、歌合名と歌題の一致から散佚部分のものと推測される二首を含む、計九首が撰歌されている。現存部では、八七（1・為兼）・

七〇九（6・為兼）・三三〇三（16・為相）・三二三四（20・為相）・三三三二（21・為兼）・五四五二（26・為兼）・七一五四（37・為兼）と、為兼五首・為相二首となる。本歌合での詠であることが確実な二首も共に為兼のもので、為兼詠全十八首中の実に七首もが採られているのである。参考のため、その二首を「雑朝」「雑夕」の順で挙げておきたい。

たかせ[19]山あさこえ来れば浜松のいり海かけて波ぞいざよふ　（一〇四〇二）

聞きつくす入あひのかねのこゑのうちに夕の色ぞふかくなりゆく　（八〇四一）

同集では、本歌合を「乾元元年仙洞歌合」と記していることは前述の通りで（五四五二は「嘉元元年…」と誤る）、七一五四を除いて歌題も明示している。為相が関与しながら、こう記していることは不審であるが、やはり正式名称はもとより通称も写本に記されていなかったことに因るのであろう。またこの名称が付された由縁は、伏見院の判詞に求めうる可能性のあることは前述の通りであるが、「嘉元二年仙洞歌合」（五一二・為相）・「嘉元三年仙洞歌合」（六三〇四・為兼）（一三七五三・為兼）・「嘉元元年仙洞歌合」（八〇四二・為兼）等の、歌人を同じくし、名称も良く似た歌合等との、合写等による混同もその一因である可能性もあろうか。

同集での歌本文の異同は、①八七第五句「けさにも有るかな」・②三二三四第二句「蛍のけしき」・③三三三二上句「空にしろく袖にすずしきかげみても」の三箇所である。①は「にも」だと、第三句「けしきにも」と重複してしまう。②は『拾遺愚草員外』「ちかしとも秋のけしきのみゆるかなみだるるほたる山のはのほし」（三三・一字百首）や『千五百番歌合』の公継歌「なかなかにすずしくみゆるけしきかな野ざはの水にもゆる蛍は」（九〇六）の様に、蛍の光る様を景色と称した先例等もあり、「みだれ行く」の語で光の要素を取り込んだ詠み方も、定家の例に通じるものがあり捨てがたい。初めて確認できた意味ある異同と言えようか。③は、この為兼歌が、御子左家の祖長家の『後拾遺集』歌「夏の夜もすずしかりけり月かげはにはしろたへのしもとみえつつ」（二二四）を踏まえているものと思われることや、「庭しろく」の句が、「伏見院三十首」での兼行歌「庭しろくさえたる月もややふけてにしのかきねぞかげに成

行く」（玉葉集・七〇七）等の近接した用例も認められるのに対し、「空にしろく」の用例が他に見出せないことからしても、本歌合の形で良いであろう。また「き…ても」は第五句の「また」との呼応が良く、単純に捨て切れない異同であろう。[20]

小倉実教撰で康永四（一三四五）年中の八月頃までになった『藤葉和歌集』[21]には、六九（11）・九二（15）の二首が為兼家歌合での作と明示して撰入されているのだが、両首は先行の撰集類には撰入されておらず、本歌合を二条派の有力歌人であった実教（井蛙抄）が、所持あるいは披見していた可能性は高いものと思われ、本歌合伝本の流布状況を窺わせて興味深い。両首に異同はない。15為子歌は『藤葉集』を経由して『新拾遺集』に入集したものかもしれない。

万葉学者としても著名で、為相とも親交のあった由阿撰かとされる『六華和歌集』[22]には、一八九（10）と一七五五（夫木抄・八〇四一）の二首が撰ばれている。それぞれ『玉葉集』と『夫木抄』からの引用である可能性はあるものの、集付は無い。前者は第四句「みじかき夢の」とあり、後者も『夫木抄』で「夕の色ぞ」とある所を「夕の色の」と同様に、係り結びを用いない形を示している。伝本系統の違いに及ぶ問題ではないであろう。

続いては、時代の下るものながら、本歌合を資料とすることが確実な、二つの類題集を確認してみたい。

寛永二十年（一六四三）頃の成立で後水尾院撰の『類題和歌集』[23]には、本歌合歌五首を確認することが出来るが、「春朝」題中の為相2番歌は集付に「風」とあり、同様に「春夜」題為相10は「同（玉葉）」、同題為兼二は「藤葉」、「秋夜」題為相三五は「玉葉」と、四首迄は諸撰集類から撰ぜられたものである。残る一首、「恋朝」題の典侍51番歌には、集付が「哥合」とあって、本歌合も撰集資料の一つであったことと、やはりその伝本に特別な名称が記されていなかったことが窺えるのである。本文の異同は無い。

続いて、霊元院の命で烏丸光栄や三条西公福等によって享保十八年（一七三三）頃に浄書が完成した『新類題和歌集』[24]には、本歌合歌六首が確認できる。「秋朝」題に並んで入れられる為相25と為兼26（後者は作者名を欠く）の二首には集付が「哥合」とあり、『類題和歌集』と同様である。「恋朝」題には為相49と経親50とが、また「恋夕」題には為兼52と経親54とが並んでおり、「類聚哥合」との集付が存している。この名称は類本の外

題と一致しており、先に確認した如く、藍色不審紙の存する類本が、『新類題集』の編纂に用いられたことが改めて確認できるのである。書本独自の誤りである50番歌第五句「そはし物を」が、正しく「そはまし物を」となっていることも、その傍証となろう。とはいえ、類本の漢字仮名の表記まで一致している訳ではないことを付言しておく。

万治四年（一六六一）の禁裏文庫焼失により、失われたものと考えられる『類題集』の編纂資料となった本歌合伝本と、『新類題集』で用いられた書陵部現蔵本との関係は、今回も明確にはできないが、内題が一致するらしいことからしても、同系統の本であった可能性は高いであろう。

また、先述の様に、彰考館蔵の『歌合目録次第不同』（巳一三・〇七三一〇）には1番歌が挙げられているが、本文の異同は無い。

以上は撰者が本歌合の伝本を撰集資料に用いた可能性の存するものであったが、続いて、それらの撰集を資料として二次的に編纂された撰集類も確認しておきたい。

前記の様に六条有房の著作と推定される『歌苑連署事書』には、『玉葉集』を通して二（6）と二三（44）が取り上げられている。後者は初句を「風ののちに」とするが、同書は記憶による引用などに因るかと思われる『玉葉集』との異同が多く、これも特に問題とする必要はないであろう。

室町期の類題集『題林愚抄』には、「藤葉」との集付の七一五（11）と「新拾」とある二六四七（15）が確認できる。

また為相の家集ながら、室町時代に先行諸撰集や定数歌などから撰じられたと考えられる『藤谷和歌集』には、八首が確認できる。四五（10）・七三（25）・一三六（35）は『玉葉集』、四四（2）・一三二（55）は『風雅集』、八三（16）・七三（二〇）・三一三（26）は『夫木抄』からの撰入であろう。猶、三一三は為兼歌であり、誤写か『夫木抄』の次歌が為相歌であることから誤ったものと考えられる。一応異同を示しておくと、四四は第四句を「松よりおくの」とし、三一三は初句を「あま風は」、第三句を「吹きおちて」とする。問題とする必要はないであろう。

以上の考察からも、現存本と異なる系統の伝本の痕跡は見出すことはできなかったが、本歌合の伝本が、当然のことながら京極派と為相、そして為相の周辺、及び『藤葉集』撰者小倉実教の許に伝わっていたことは確認できたことと思う。

ところで、こうした成立から程経ない頃の諸撰集が用いた伝本は、『夫木抄』がそうであった様に、現存本の欠脱部分を有していた可能性は当然高いものと思われ、その部分にあった歌が、やはりそれら諸撰集に撰入されている可能性も存しているのである。そこで、為兼の「秋夕」題歌や、『夫木抄』で確認できる以外の、「恋夕・雑朝・雑夕・雑夜」題歌を、それら諸撰集に求めてみたい。とはいえその方法は、作者と詠歌内容（歌題が当てにならないため）から候補を選び出し、出典が確認できるものは外すという、素朴で確度の低い作業にならざるをえず、結果としても、自信を持って挙げることのできる詠は見出すことができなかった。一々の考証も無駄であるので、以下にその詠を歌題別に列挙しておきたい。

《為兼の秋夕歌》

露をよみ侍りし

いづくよりおくともしらぬ白露のくるれば草のうへにみゆらん

（玉葉集五一七・柳風抄六二「初秋の風といふ心…」）

秋歌の中に

あはれさもその色となき夕ぐれのをばながすゑに秋ぞうかべる

（風雅集四九一）

（秋の歌あまたよませ給ひける中に）

秋かぜにうき雲たかく空すみて夕日になびくきしの青柳

（風雅集五〇九）

（秋歌とて）

夕日うつる柳のすゑの秋かぜにそなたの雁の声もさびしき

（風雅集五四二）

（秋歌の中に）

かぜのおとのあはれそふにもなかりけりふきよわるしも秋の夕ぐれ

（柳風抄六七）

暮秋の心を

木の葉おち草ばしをるる秋の雨にながむるすゑも夕ぐれの雲

（柳風抄一〇〇）

《恋夜》

（月前恋を）　従三位為子

恋ひうれへひとりながむる夜はの月かはれやおなじ影もうらめし

（玉葉集一四八五）

《雑夕》

（雑御歌の中に）　従二位為子

なにとなくゆふべの空をみるままにあやしきまではなぞやわびしき　（風雅集一六六七）

為相

ながめわびけふも暮れぬと松の戸をさすかをかべの嵐ふくなり　（六華集一七五〇）

まとめ

本歌合は、公の会でもなく、参加者も四人と少ない、一見地味な歌合ではあるが、京極派の指導者為兼の、配流先佐渡からの帰還後に初めて行われた和歌行事であるという、同派の歴史上注目すべき開催時期を有していることに加えて、その歌題や結番方法等は、極めて京極派的な特徴を備えており、同派の歌合研究上でも重要な位置にあると評せよう。また、その詠も、京極派関連の諸撰集に少なからず入集していることが示す様に、勅撰集に入集していない経親歌を除いて、京極派的な完成度の高い歌合であったと言え、本稿では稿者の余裕も能力も無いために行えなかったが、歌題が導き出す歌風の問題は、今後更に検討する必要があるように思われる。

また、先に一応の憶測を述べておいたが、専門歌人三人に、歌人としての能力の劣る、伏見院の近臣であった経親が交じっていることの意味の更なる検討も、本歌合の性格を見極めるために必要な課題であろう。

伝本の問題に関して言えば、やはり（一）（二）稿でも確認してきた様に、伝本の少ない歌合は、基本的に同一系統ではあるものの、意外に直接的な書写関係を見出すことが難しく、現在は失われてしまった可能性の高い、現存伝本の間を繋ぐ伝本を想定しなければならないという事実を、本稿でも追認することができたのではないだろうか。

それから、本稿では、本歌合における範政書写本の位置を明確にすることができなかった。今後も他の範政奥書本の検討を通じて、範政が書写した歌合類の現存伝本中における役割と位置をより総合的に考えていきたい。

また、今回の様に、書陵部蔵で共に霊元院外題を有する歌合集に同一の歌合が存しても、それぞれ異なる親本を有している場合のあることが確認できた。これらの歌合集がその書写の時点で集成されたかどうかも不明ではあるが、禁裏を中心とする集書活動の一端を窺うことが出来る事例であるかもしれない。

さらに、本稿で取り上げた二つの歌合集が、共に藍色不審紙を有しながら、同一の作品に付されることがないという事実は、やはりこの不審紙が、『新類題集』の編纂時に付されたものであることの証明ともなるであろう。また、一つの歌合集の中でも、不審紙のあるものと無いものが混在していることからは、作品の確認や分担といった、同集編纂の方法を垣間見ることが可能であるかもしれない。

本稿の乏しい収穫は、歌合の結番方法に京極派の好みがあるらしいことを指摘したことと、『拾遺風躰和歌集』の成立の上限を下げられる可能性を示したこと、今川範政の書写活動の開始時期を引き上げることができたことであり、その貧しい結論としては、この「乾元二年為兼卿家歌合」を研究に用いる場合には、書陵部蔵の二本で互いに校訂を行って用いるべきであるということばかりで、『新編国歌大観』の処置を追認したに過ぎない(25)。

〔注〕

（1） 中川博夫氏「『拾遺風躰和歌集』の成立追考」（『中世文学研究』21、平7・8）。

（2） もっとも、前注所掲論文で中川氏が考証されている様に、「関東という地域による採択の指向性が明白」な同集では、いくら為相でも配流中の為兼歌を大手を振って撰入することは出来なかったであろうから、為兼歌が四首入集していることからも、成立の上限を為兼帰洛後と引き下げることはできるかもしれない。また逆に、同集の成立時期の下限は、本歌合の成立が嘉元元年中であることを保証してくれるものでもあろう。

（3） 本歌合における為相の詠作を一覧しても、殆どの歌に特異で用例の少ない措辞があり、光線や明暗の感覚を捉え（2・20・38・47）、双貫句法を多用し（10・25・35・55）、窓を詠む（47）等々、諸先学の指摘される京極派歌風の特徴を具えていることは明白である。また後述するように、為相の全十四首の内、「玉葉集」に三首、「風雅集」にも二首の計五首が勅撰集に撰入されており、割り引いて考えるべき諸要素は存するものの、その京極派歌人としての実力の程を窺うことは可能であろう。猶、京極派の歌風については、福田氏C著第二篇第七章Ⅱ「永福門院と京極派」、岩佐氏D著終章第一節「玉葉風雅表現の特異性」、岩松研吉郎氏「窓の周辺―

京極派歌風の一面―」（『芸文研究』46、昭57・12）を参照した。

（4）　親宗に関しては、中村文氏「平親宗伝―その伝記並びに〈大井川行楽和歌〉について―」（『立教大学日本文学』54、昭60・7）を参照した。

（5）　『玉葉集』に「おなじ年（後深草院かくれさせ給ひにける年）の秋のすゑつかた、人のもとへよみてつかはしける」との詞書の詠「ふか草の山のもみぢにこの秋はなげきの色をそへてこそみれ」（二四〇七）が納められていることや、『増鏡』第十「老の波」に、後深草院の御所六条殿で催された前栽合に右兵衛介時代の経親が加わった折の逸話が見える（但し『とはずがたり』では別の人物の話となっている）ことなども、そのことを象徴していよう。

（6）　関東下向と執権となった事については、森茂暁氏『鎌倉時代の朝幕関係』（思文閣出版、平3）を参照した。

（7）　次田香澄・岩佐美代子氏『中世の文学　風雅和歌集』（三弥井書店、昭49）の「作者略伝」に拠る。

（8）　注3所掲福田氏論文。

（9）　『平安朝歌合大成　増補新訂』第五巻第二部「史論・総説・書志篇」（同朋舎出版、平8）。

（10）　濱口博章氏「夫木和歌抄成立攷」『中世和歌の研究　資料と考証』（新典社、平2）を参照。

（11）　この作者説については、『歌論歌学集成』第10巻（三弥井書店、平11）の『歌苑連署事書』解題を参照されたい。

（12）　東京大学国文学研究室蔵『歌合類纂』は群書本の転写本であるので除く。

（13）　我足軒の伝は未詳。前者には奥書に「主我足（黒印途中で切断）」と、後者には、本表紙であった可能性のある表見返しの裏に「主山井我足軒」とある。両者は同筆であり、あるいは我足軒の書写か。猶前者に見える「于時　正保次（にすいを左右対称にした四の誤りか）丁亥年仲秋日」との年記の奥書は本奥書であろう。

（14）　『中世歌壇史の研究　室町前記　改訂新版』（風間書房、昭59）。範政の書写活動の総体については、米原正義氏『戦国武士と文芸の研究』（桜楓社、昭51）を参照頂きたい。

（15）　『新編国歌大観』で他に確認できるのは、『風雅集』二〇四・徽安門院、『伏見院御集』一二六二、『俊光集』五〇〇、『百番歌合（応安三年～永和二年）』七七・三位の四例で、

総て京極派及び同派に関係する作である。

(16) 算用数字は本歌合の歌番号。以下同。

(17) 濱口博章氏「鎌倉歌壇の一考察—拾遺風躰和歌集・柳風和歌抄について—」(注10所掲書)を参照。

(18) 注10所掲論文を参照。

(19) 熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵本(『永青文庫叢刊』に影印あり)は「たかし山」。「高師山」は三河と遠江の境にある、『古今六帖』以来の歌枕であるが、『為家集』に「たかせ山」題で「たかせ山かすかにみゆるふじのねを行きなるる人に尋ねてぞしる」(一三四〇)と詠んでいるように、中世では「高瀬山」とも称されていたらしい。『中世の文学 風雅和歌集』も九一九・為兼歌注で「夫木抄によれば中世にはこれを「高師山」「高瀬山」両様に呼んだらしい」と注記している。

(20) この歌は『夫木抄』諸本中の異同も激しく、図書寮叢刊で翻字される書陵部蔵桂宮本(五一一・三〇)は「袖にしろく…き…をみて」、永青文庫蔵本では「袖(「に」を見消ち)しろく…き…みても」とする。「袖」では第二句目と重言となってしまい、やはり京極派でもまずいであろう。「をみて」は『夫木抄』の書写で生じた異同と考えておきたい。

(21) 杉谷寿郎氏「伝実名筆藤葉集切」『平安私家集研究』(新典社、平10)を参照。

(22) 『六花集註〔蓬左文庫本〕』(古典文庫、昭52)の三村晃功氏担当解題を参照。

(23) 日下幸男氏「『類題』と『新類題』の成立とその撰集資料」(『中古中世和歌文学論叢』龍谷大学仏教文化研究所、平10)で最善本とされる、宮内庁書陵部蔵本の霊元院手沢本十六冊(五〇六・一〇)に拠った。元禄十六年刊本との問題となる異同はない。

(24) 箱蓋の裏書に、「女院女御ノ時女房筆、御筆モ有之」と記されているという(書陵部図書カード)、類題集に屡々見受けられる点や傍線等による省略の無い丁寧な写しの、宮内庁書陵部蔵十三冊本(五〇六・二五)に拠る。高知県立図書館山内文庫蔵本(ヤ九一一・一一二)及び架蔵本との、問題となる異同はない。

(25) 清濁に関して気になる点があるので、指摘しておきたい。17典侍歌「さそはれていまきなげかじ時鳥夕暮かけて月いづる空」の第2句目は、「いま来鳴けかし」であろう。

《付記》　翻刻を許可下さった宮内庁書陵部、また閲覧に際して御高配に与った刈谷市中央図書館並びに今治河野美術館にあつく御礼申し上げる。

《附載校本》

凡例

一、本校本は書陵部蔵御所本『歌合類聚 五ヶ度』（五〇一・五一五）を底本として作成したものである。底本選定の理由は本文中に記した通りである。

一、底本の翻字並びに比校した本の異同箇所の翻字については、なるべく原本のおもかげをとどめるように努めたが、見消は明記せずにその結果に従った他、漢字の字体に付いては現今通行の字体に統一した。

一、翻字の改行は底本のままとし、改頁の箇所には「 」（表丁）・「 」（裏丁）を付した。

一、歌には通し番号を付した。底本は異なるが『新編国歌大観 第十巻』の番号との違いはない。

一、異同の存する箇所には、底本本文の右傍に、異同箇所の通し番号を意味する漢数字を付し、下欄にその番号と、異同を示すのに必要なだけの底本本文を摘記し、「…」の記号で繋いで、比校した各本の、摘記した底本と同じ箇所を掲げた。

一、異同を示すのに用いた、比校本諸本の略号は以下の通り。

・書陵部蔵『類聚歌合 十二箇度』所収本……「類」
・刈谷市中央図書館村上文庫蔵『歌合集』所収本…「刈」
・今治河野美術館蔵『歌合集』所収本……「刈」
・斯道文庫蔵群書類従版本……「群」
・以上四本が共通する場合……「諸本」

一、校合については、見やすさを考慮し、以下のような例はその対象とはしなかった。

1、漢字仮名の当て方の違い。
2、意味に差が生じない仮名遣いの違い。
3、基本的に別字でも訓が同じでしばしば同様に用いられる漢字（例「哥・歌」「所・処」等）。
4、改行・改頁箇所の違い。
5、特に意味を有さないと考えられる文字の大きさの違い。

一 謌合

一番　春朝

左 持　　前権中納言藤原朝臣為兼

1さたかにはその色となきけしきにもたゝ[二]春めてる[三]今朝にそ有ける

右　　前右兵衛督藤原朝臣為相

2出る日のうつろふ峯は空晴て松よりしたの山そかすめる

左哥神妙之躰也[四]右哥みるところありて又宜為持

二番

左 勝　　藤大納言典侍

3風ゆるく春雨をやむ今朝のあさけ軒はの花は咲そめにけり

右　　前権中納言平朝臣経親

4猶残る月かとみれは山のはの花のこすゑのそらそ[五]しらめる」

左哥姿詞尤宜為勝

三番　春夕

左　　藤大納言典侍

5花霞色わかれつるをちかたはかほるはかりに暮成[六]にけり

右（ママ）　　為兼卿

一 謌合…〔右傍に「為兼卿家哥合群類二百十三」と細字注〕（刈）、為兼卿家歌合（群）

二 にも…しも（類・刈・河）

三 めてる…めける（諸本）

四 右哥～為持…〔二字分空けて本行〕（類）、〔本行〕（刈・河・群）

五 そらそ…うら葉（類）

六 暮成に…暮る也（群）

6梅のはなくれなゐにほふ夕暮に柳なひきて春雨そふる
　煙霞花前[七]之望雖多余興梅柳雨中之粧猶少比類

四番
　左　　経親卿
7くれかたをにほふ日影のうつろひて風しつかなる春のゆふはへ
　右勝　　為相朝臣
8ゆふへともおもはてみつる花のかけにうきこゑ[八]をくる入あひのかね』

左哥上句は心ありてきこえ侍を第四句あなかち肝
心せすや右哥姿心よろしく侍るを是も声[九]を
くるなといへるうきの字[一〇]聊[一一]思はまほし[一二]くや侍らん然
れとも尚心おかしく侍り為勝

五番　春夜
　左勝　　藤大納言典侍
9花しろき梢のうへはのとかにてかすみのうちに月そ深ゆく
　右　　為相朝臣
10花かほり[一三]月かすむ夜の手枕にみしかき夢そ猶わかれ行
　右艶[一四]なる躰にておかしく侍を左花[一五]しろき梢の

七前之…前也（群）
八をくる…をつる（類）
九声…うき声（刈・河）
一〇うきの字…の字（類）
一一聊…聴（刈・河）
一二まほしく…ほしく（類・刈・河）
一三かほり…かほる（類）
一四右…右哥（類・刈・河）

うへ猶心うつり侍るによりて勝と申へし

六番」

左　持　　為兼卿

11かつ散も梢もいまをさかりにて月もる庭の花の下陰

右　　経親卿

12さたかにはみぬさへふかき情かなそこはかとなくかすむ夜の月

両首共(一六)によろし可為持

七番　夏朝

左　持　　為兼朝臣(一七)

13朝あけのまかきの竹の浅みとりなひく若葉に露そすゝしき

右　　経親卿

14よるの雨の名残の露にぬれしほれけさもまた(一八)とえこ夏の花

わか葉の竹のつゆことにけしき(一九)ありてみる所侍

め(二〇)り右のか(二一)たこそ宜(ことにそ)は侍を第四句此躰(二二)みよふ』

事侍古風(二三)情同事に侍へし但此作者存(二四)せす

もや侍らんそのとこ(二五)なつのつゝ(二六)きよせある様に侍れ

は為持

一五花しろき…しろき（群）

一六共に…共（刈・河）

一七朝臣…卿（諸本）

一八またとえこ夏…またふすとこ夏（類・刈・河）、また　とこなつ（群）

一九ありて…にては（刈・河）

二〇右のかたこそ…右もかたことは（刈・河）

二一傍記…ナシ（諸本）

二二此躰みよふ…此躰みをよふ（類・群）、此程見をよふ（刈・河）

二三古…左（類）

二四存せす…存知せす（類・刈・河）

二五その…そのうへ（類・刈・河）

二六つゝき…つらき（類）

八番

左　持　　藤大納言典侍

15夏あさき青葉の山のあさほらけはなにかほりし春そわすれぬ

右　　為相朝臣

16夏をあさみ露(二七)をくとしはみえねとも草は涼しき朝明の庭

左右いつれもいひしりてきこえ侍りまた持と申へし

九番　夏夕

左　持　　藤大納言典侍

17さそはれていまきなけかし時鳥夕暮かけて月出る空」

右　　為兼卿

18月よりもまつさきたちて郭公ゆふ山(二八)はいつるむら(二九)の声

是又いつれもとり〳〵におかしく侍(三〇)哉猶可為持

十番

左　持　　経親卿

19ちかくなる秋をしらせて風の音もかつ〳〵涼し夕暮の空

右　　為相朝臣

20乱行蛍のひかりなさけみえて月におとらぬ夏の夕やみ

二七露をくとしは…露に(は歟)をくとも（刈・河）

二八ゆふ山は…ゆふ山（諸本）

二九むら…むら雲（諸本）

三〇侍哉…侍（群）

左ことなる難なく侍へし右も思へる所みえて猶
難決勝負歟

十一番　夏夜

左勝　為兼卿』

21にはしろく袖に涼しく影見(三一)えて月は夏とそ又おもはるゝ

右　経親卿

22袖にうつる影をすゝしみはしちかくなかむる月そあくる程なき

左右袖の月面影おなしことに侍れと下句なと左(三二)まさるへくや

十二番

左勝　藤大納言典侍

23ぬれて啼声そしほれぬ時鳥五月の雨のくらき夜の空

右　為相朝臣

24うちふすもしはしはかりの夏の夜にかゝけつくさてのこるともしひ

左哥上下句ことによろし右もあしからぬ事に
侍を猶左勝と申へし

十三番　秋朝」

左　為相朝臣

三一見えて…みても（類・刈・河）

三二左まさる…増る（群）

25今朝よりは吹くる風もをく露も袖にはしめて秋そしらるゝ

右勝　為兼卿

26朝風はこすゑにあらく吹過てくもりもあへぬ秋のむら雨

左よろしく侍を右まことにかゝる気色侍りけり

と難有(三三)み侍れはなを為勝

十四番(三四)

左勝　藤大納言典侍

27小倉山みねの朝きりたちしらみ松や紅葉の色そみえ行

右　経親卿

28山ふかききりの朝けの朝露に草木の色もぬれしほれつゝ

両首朝の霧みなおかしく侍れと左なをたちま(三五)されるにや

十五番　秋夕

左　経親卿

29めくりあふうき身の秋の心よりおなしあはれの夕へをそ見る

右勝　為兼卿(三六)

(三七)

三三難有…難は（刈・河）

三四ナシ…秋朝（刈・河）

三五れるにや…れ侍にや（刈）

三六ナシ…「本ノマヽ」ト注記（刈・河）

三七〔空行〕…ナシ（類・刈・河）、「哥闕」

左も思ふ所なきにはあらねと右方ことに[三八]よろしきにや

十六番

左　勝　　為相朝臣

30さひしさの色のみ秋にあらはれて染あへぬ山のきりの夕暮

右　　藤大納言典侍

31鹿の音もむしの恨も聞[三九]えてし秋にあきそふこのゆふへ哉」

右哥上下句心詞[四一][四〇]ともにおかしく聞え侍り可為勝

十七番　秋夜[四三]

左　　藤大納言典侍

32月みては千々にうれ[四四]へしわかこゝろ雨夜の秋に又しほりぬる

右　勝　　為兼卿

33秋風はしき〳〵吹て月影のふけたるよはにきり〳〵す鳴

左哥宜侍に右哥詞心よく姿うためかしくして

しかもやさしくやすらかに聞え侍る殊難有侍る

へし尤可為勝

十八番

左　　経親卿

ト注記（群）

三八ことに…ナシ（群）

三九聞えてし…聞たえし（刈・河・群）

四〇右…左（諸本）

四一心…意（刈・河）

四二聞え侍り…聞ゆ（群）

四三秋夜…ナシ（刈・河）

四四うれへし…うれしき（類）

34鳴よはる浅茅か原の虫の音を秋更て聞よはそかなしき』

右　勝　　為相卿[四五]

35庭の虫よそのきぬたのこゑ〳〵に秋のよふかきあはれをそきく

左やすらかにきこえ侍れと右哥庭の虫の恨遠時[四六]の
きぬたの音ともに秋のあはれをすゝむる心やさしく

侍へし仍可為勝

十九番　冬朝

左　　経親卿

36ねぬるよのふけしまてには降もせて思もよらぬ今朝の初雪

右　勝　　為兼卿

37けさしはや雪はふりきぬ山風のあれつる夜はゝこれにそ有ける

左も心ありてはきこゆ右詞つよく[四七]して猶勝侍るへし

廿番」

左　勝　　為相朝臣

38しはした、朝めくりするおのへより時雨をわけてさす日影哉

右　　藤大納言典侍

四五卿…朝臣（諸本）

四六時…村（類・刈・河）

四七つよく…つらく（類）

39降やらぬ雪をしまてはあさな〳〵めつらしけなき霜の色かな

右詞たゝしく宜侍れとしくれをわけてさす日

影なをめつらしくまさるへきにや

廿一番　冬夕

左　持　為相朝臣

40雲まなき夕山嵐[四八][四九]吹たちて今宵や雪とみゆる空哉

右　為兼卿

41秋の名残なかめし空の有明に面影ちかき冬[五〇]の三か月

左心詞[五一]たくみ[五二]なるさまにて哥躰誠に宜侍るへし

右の三か月風情めつらしく思ひかたきさまにて

又おかしく侍れは持と申へし

廿二[五三]番

左　勝　経親卿

42霜かれの草やおち葉に夕時雨ふれともいまは色もかはらす

右　藤大納言典侍

43あはれさは荻[五四]のはそよく秋よりも木のはの庭の冬の夕風

右もおかしく侍れと左哥の心猶勝へし

四八雲まなき…雲さむき（刈・河）

四九嵐…あらし（群）

五〇冬の…名の[冬歟]（刈・河）

五一左～なるさまにて…ナシ（刈・河）

五二たくみ…たつみ（類）

五三廿二…廿一（河）

五四荻…萩（類）、萩[荻歟]（朱）（刈・河）

廿三番　冬夜

左持　藤大納言典侍

44風の、ち霰一しきり降過てまたむら雲に月そもりくる

右　為兼卿」

45こし方の恋しきうちに恋しきはとよのあかりを月にみし比

左哥句ことに心をふくみて景気あらはに面白く侍に右哥なへて恋しき中にもわきて忘かたく侍豊明のおもかけ恋の心[五五]ひそかに通て往事の涙袖[五六]にそ、き[五七]懐旧の思むねにみちて勝負[五八]さたむるにもをよひ侍らす

廿四番

左　経親卿

46深草のうつらの床もあら[五九]はにてかれのにさひし冬の夜の月

右勝　為相朝臣

47今しはや霜をくらしもさ夜更て星[六〇]の光の窓にさやけき

左哥無往[六一]殊歟難歟右哥躰尚可勝』

廿五番　恋朝

五五心…心に（群）

五六涙…誠（類）

五七そ、き…からき（類）

五八勝負…勝負を（類・刈・河）

五九あらはにて…あらはすて（類）

六〇星…里（類）

六一往[殊歟]…往（類）、殊（刈・河・群）

左　勝　　為兼卿

48恋まさる[六二]心のまゝになかめしてし[六三]くれぬ時を今朝うつしくる[六四つ歟]

右　　為相朝臣

49きぬ〳〵もまた我しらぬみちしはに朝の露ははらふ日もなし

左哥心誠に優艶にして更思よりかたき所にも侍哉右も詞いひしりてきこえ侍れとしくれ[六五]ぬ時をうつせる心可謂抜群歟

廿六番

左　　経親卿

50かへりける今朝そくやしき人めをも猶も忘れてそはし[六六]物を

右　勝　　藤大納言典侍」

51よのうちは猶も[六七]ゝしやと憑にて明はつる空そさらにかなしき

右心[六八]なきにはあらぬを第四句忘れて猶もとやあるへかりけむとみえ侍右勝[六九]に侍へし

廿七番　恋夕

左　持　　為兼卿

52くれかゝる空[七〇]にむかひぬ物を我思はしとてもいりあひの声

六二恋まさる…恋にまさる（刈）

六三しくれぬ…しられぬ（類・刈・河）

六四くる…くる（類）、つる（刈・河・群）

六五しくれぬ…しられぬ（類・刈・河）

六六そはし…そはまし（諸本）

六七も、し…もうし（類）

六八右…左（諸本）

六九勝に…勝と（刈・河）

七〇空…共（刈・河）

右　　藤大納言典侍

53うかれたる心のさらにあられぬをさそへやさらは夕暮の雲[七一]

左くれかゝる空にむかひぬといへる心殊におほきにたくみかた[七二]（にて歟）及かたし右又恋の心優におかしく聞え侍り勝負さためかたきにや侍らん

廿八番』

左　　経親卿

54まれにたに情もみせてこぬ人をさのみなとうき[七三]夕なるらん[七四]

右　　為相卿[七五]

55たか契たか恨にかかはるらん身はあらぬよのふるき夕暮

七六

七一雲…空（刈・河）

七二かた…かた（類・刈・河）、にて（群）

七三うき…うき（こ歟）（刈・河）

七四夕…名（刈・河）

七五卿…朝臣（諸本）

七六ナシ…〔「以下闕」と注記〕（群）